

富山市建設請負工事の修補取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富山市建設請負工事検査規程（以下「検査規程」という。）第10条の規定に基づく工事の修補の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(修補の区分)

第2条 検査規程第10条第2項に規定する工事の修補が軽易な場合とは、概ね目的物の機能や品質が確保されている工事で、次の各号のとおり修補の程度、期間等に応じて取り扱いを区分するものとする。

- (1) 効用をなしていない部分のごく一部で、修補が概ね7日以内に完了し、修補により形状寸法の変更が伴わない程度のもの。
 - (2) 効用をなしていない部分又は施工管理基準から外れている部分が一部の場合で、修補が8日から14日以内に完了するもの。
- 2 検査規程第10条第1項の規定する工事の修補は、前項の修補の程度を超えるもの又は不誠実な行為があった場合とする。

(修補の処理)

第3条 前条第1項第1号の場合は、次の各号の順に処理するものとする。

- (1) 検査員は、受注者に修補を要する事項について、監督員及び受注者と協議のうえ、口頭にて修補を指示する。
 - (2) 修補完了の確認は、監督員が行う。
 - (3) 検査員は、検査規程第9条に基づき、速やかに工事検査の復命をする。
- 2 前条第1項第2号の場合は、請負金額にかかわらず次の各号の順に処理するものとする。
- (1) 検査員は、検査結果の合否及びその処置については保留する旨を受注者に伝え、検査後速やかに、修補内容、修補期限等について、監督員及び受注者と協議し、工事担当課長の意見を聴取して決定する。
 - (2) 検査員は、工事修補指示書（検査規程に規定する様式第8号をいう。）により、工事担当課長を経て受注者に修補を指示し、検査結果報告書（様式第16号）により、検査結果を財務部長に報告する。
 - (3) 受注者は、前号の指示を受けたときは工事修補着手届（様式第17号）により工事担当課長を経て検査員に提出して修補工事を行い、修補工事が完了したときは修補工事完了届（様式第18号）により工事担当課長を経て検査員に提出する。
 - (4) 検査員は、前号の完了報告を受けたときは完了確認を行い、第2号の修補事項について合格と認める場合は、検査調書（様式第27号）により、財務部長に

復命する。

- (5) 前号により修補の完了が確認できない場合及び修補期限内に修補が完了しない場合は不合格とし、第1号から前号に従う。
 - (6) 検査員は、第4号の確認が完成検査の修補による場合は、修補前の状況で工事成績評定を行う。
 - (7) 第4号の検査は、実地において行うことを原則とするが、特別な事由がある場合は、出来形管理図、品質証明書、工事写真等により行うことができる。
 - (8) 財務部長は、当該工事の検査結果について、検査結果通知書（検査規程に規定する様式第6号をいう。）により、工事担当課長を経て受注者に通知する。
- 3 前条第2項の場合は、請負金額にかかわらず、次の各号の順により処理するものとする。
- (1) 検査員は、検査結果の合否及びその処置については保留する旨を受注者に伝え、検査後速やかに、工事検査課長、監督員及び工事担当課長と協議のうえ、検査結果を検査結果報告書（様式第16号）により、財務部長に報告し、併せて工事修補検討指示書（様式第19号）により、工事担当課長を経て受注者に送付する。
 - (2) 受注者は、前号の指示を受けたときは速やかに、修補の範囲、修補の原因、修補の方法、修補に要する期間、修補による発注者若しくは第三者への損害、修補に要する費用及びその他必要事項について修補工事工法協議書（様式第20号）に記載し、工事担当課長に提出して内容を協議する。
 - (3) 工事担当課長は、前号の協議書及び必要な資料を添えて、富山市建設請負工事検査結果処置検討委員会（以下「委員会」という。）の開催を求める。
 - (4) 委員会では、第2号の修補工事工法協議書の妥当性及びその他関係事項の検討を行い、委員会の委員長は、検討結果を検討委員会報告書（様式第21号）により財務部長に報告する。
 - (5) 検査員は、前号の報告後速やかに、検査調書（検査規程に規定する様式第3号をいう。）等により復命する。ただし、完成検査の修補の場合は、復命と併せて工事成績評定を行う。
 - (6) 財務部長は、第4号の報告に基づき、検査結果通知書（検査規程に規定する様式6号をいう。）及び工事修補請求書（検査規程に規定する様式第7号をいう。）により、工事担当課長を経て受注者に送付する。
 - (7) 受注者は、前号の請求を受けたときは、工事修補着手届（様式第23号）を、工事担当課長を経て財務部長に提出して修補工事を行い、修補工事が完了したときは、修補工事完了届（様式第24号）を、工事担当課長を経て財務部長に提出する。
 - (8) 財務部長は、前号の完了報告を受けたときは、修補工事完了検査通知書（様式第25号）により、検査員に検査を命じる。
 - (9) 検査員は、前号の検査を実地において工事関係者立会のもとに行い、第6号

の請求事項に対して合格と認める場合は、検査調書（様式第27号）により、財務部長に復命し、検査結果を修補工事完了検査結果通知書（様式第26号）により、工事担当課長を経て受注者に通知する。

（10）前号の検査の結果が不合格となる場合は、第1号から前号に従う。

（委員会）

第4条 委員会は、別に定める「富山市建設請負工事検査結果処置検討委員会設置要領」に基づき設置するものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

様式第16号（第3条第2項及び第3項関係）

財務部長	次長	工事検査課長	工事検査課長代理	合議	工事担当課長	契約担当課長	
年 月 日							
<h2>検査結果報告書</h2>							
(宛先) 財務部長							
検査員 職氏名							
印							
検査の結果、次の工事について、修補が必要と認めます。							
記							
工 事 名							
工 事 場 所	富山市	地内					
設 計 金 額	円						
請 負 金 額	円						
契 約 工 期	年 月 日から 年 月 日まで						
完 成 年 月 日	年 月 日						
検 査 種 別							
検 査 年 月 日	年 月 日						
請負者 住所 氏名							
検 査 立 会 者							

(注) 第2条第1項及び第2項の修補区分により、工事修補指示書（検査規程様式第15号）の写しまたは工事修補検討指示書（様式第19号）の写しを添付すること。

年 月 日

工 事 修 補 着 手 届

（宛先）工事検査員

受注者

検査の結果、修補の指示があった次の事項について、着手します。

工 事 名	
工 事 場 所	富山市 地内
指 示 事 項	
修補の箇所及び修補内容	
修補期限	年 月 日

年 月 日

修 補 工 事 完 了 届

（宛先） 工事検査員

受注者

次のとおり、修補工事が完了しましたので届け出ます。

記

工 事 名	
工 事 場 所	富山市 地内
修 補 期 限	年 月 日
修 補 完 了 日	年 月 日

様

検査員
職氏名 印

工 事 修 補 検 討 指 示 書

検査の結果、次の検査指摘事項について、修補の必要があると認められるので、修補工事工法協議書の提出を指示します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	富山市 地内
指 摘 事 項	

※修補工事工法協議書は、修補の範囲、修補の原因、修補の方法、修補に要する期間、修補による発注者若しくは第三者への損害、修補に要する費用、その他必要事項を記載する。また、参考図面・参考資料を添付し工事担当課長に提出すること。

様式第20号（第3条第3項関係）

年 月 日

(宛先) 工事担当課長

受注者

修 補 工 事 工 法 協 議 書

検査の結果、修補が必要とされた次の工事について、修補工事工法を協議します。

記

工 事 名			
工 事 場 所	富山市	地内	
契 約 工 期	年 月 日から	年 月 日まで	
請 負 金 額	円		
検 査 年 月 日	年 月 日	検 査 員 氏 名	
修 補 期 限	年 月 日	監 督 員 氏 名	
検 査 員 の 指 摘 内 容	別紙（様式第19号 工事修補検討指示書）のとおり		
修 補 工 事 工 法	別紙のとおり		

様式第 2 1 号 (第 3 条第 3 項関係)

財 務 部 長	次長	工 事 検 査 課 長	工事検査課長代理	合 議	工事担当課長	契約担当課長	
年 月 日							
(宛先) 財務部長		富山市建設請負工事検査 結果処置検討委員会 委員長				印	
<h2>富山市建設請負工事検査結果処置検討委員会報告書</h2> <p>修補の必要があると認められた次の工事について、富山市建設請負工事検査結果処置検討委員会において協議をした結果について、次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>							
工 事 名							
工 事 場 所	富山市	地内					
請 負 金 額		契 約 工 期		年	月	日	から
検 査 年 月 日	年	月	日	年	月	日	まで
受 注 者 住 所 氏 名							
現 場 代 理 人			主任 (監理) 技 術 者				
修補の必要があると認められる事項				処 置 方 法			

（宛先）富山市長

受注者

工 事 修 補 着 手 届

検査の結果、修補の請求があった次の事項について、着手します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	富山市 地内
請 求 事 項	
修補の箇所及び修補内容	
修補期限	年 月 日

（宛先）富山市長

受注者

修 補 工 事 完 了 届

次のとおり、修補工事が完了しましたので届け出ます。

記

工 事 名	
工 事 場 所	富山市 地内
修 補 期 限	年 月 日
修 補 完 了 日	年 月 日

課長 課長代理 係長 主務 合議

年 月 日

(宛先) 工事担当課長

財務部長

修補工事完了検査通知書

年 月 日付けで完了届がありました
修補工事の検査を次のとおり実施します。

検査種類	
工事名	
工事場所	富山市 地内
請負金額	
契約年月日	年 月 日
契約工期	年 月 日 ~ 年 月 日
完成年月日	年 月 日
修補工事完了年月日	年 月 日
修補工事完了検査年月日	年 月 日 時(予定)
検査員名	
備考	

工 検 第 号
年 月 日

様

富山市長 印

修補工事完了検査結果通知書

次のとおり検査に合格しましたので通知します。

検査種類	
工事名	
工事場所	富山市 地内
請負金額	
契約年月日	年 月 日
契約工期	年 月 日 ~ 年 月 日
完成年月日	年 月 日
修補工事完了年月日	年 月 日
修補工事完了検査年月日	年 月 日

様式第 27 号 (第 3 条第 2 項及び第 3 項関係)

検査調書

契約番号

検査区分			
工事名			
工事場所	富山市	地内	
契約日	年	月	日
工期	年	月	日 から 年 月 日 まで
請負代金額		設計金額	
受注者			
完成日	年	月	日
担当所属			
監督員			
検査員			
検査日	年	月	日
発注者立会人			
受注者立会人			
検査結果	・合格 ・不合格	出来高率	%
検査所見	修補工事完了日 年 月 日	修補工事完了確認日	年 月 日